

消費税軽減税率対策窓口相談等事業
複数税率対応レジ導入等助成金
交付規程

令和元年9月



北海道中小企業団体中央会

消費税軽減税率対策窓口相談等事業 複数税率対応レジ導入等助成金 交付規程

令和元年6月20日

改正 令和元年9月24日

北海道中小企業団体中央会

(目的)

第1条 この規程は、北海道中小企業団体中央会（以下「本会」といいます。）が令和元年度消費税軽減税率対策窓口相談等事業において実施する複数税率対応レジ導入等助成金（以下「助成金」といいます。）の交付について必要な事項を定めることを目的とします。

(助成対象者)

第2条 助成金の交付対象となる者は、本会の会員又は会員である組合（連合会は除くものとし、以下「組合」といいます。）の組合員（以下「組合員」といいます。）であって、次の全ての要件に該当する者としてします。（以下、「会員」の中には「組合」が含まれています。）

- (1) 消費税軽減税率制度へ対応するため、複数税率対応レジ等の導入（リースによる導入を除きます。）又は複数税率に対応していない既存のレジ等を改修しようとする者であること。
- (2) 独立行政法人中小企業基盤整備機構に設置された軽減税率対策補助金事務局が交付する消費税軽減税率対策費補助金の対象区分A型（以下「国の補助金」といいます。）の補助事業者であること。
- (3) 平成31年4月1日から令和元年9月30日までの間に、上記（1）の契約等の手続を完了していること。

(助成対象経費)

第3条 助成金の対象となる経費は、国の補助金に係る補助対象経費のうち、の会員又は組合員の自己負担分について本会が必要かつ適当と認めたものとしてします。

(助成金額)

第4条 助成金の額は、前条の助成対象経費の2分の1以内とし、上限を10万円とします。

(助成金の交付申請)

第5条 助成金の交付を受けようとするときは、助成金交付申請書（様式第1）に必要書類を添えて本会が定める期日までに提出してください。

- 2 組合員の申請は、組合が取りまとめて行うものとしてします。
- 3 組合は、申請しようとする組合員の申請内容を取りまとめの上、一括又は複数回に分けて申請するものとしてします。

(助成金の交付決定)

第6条 本会は、前条の助成金の交付申請があったときは、内容を審査し、助成金の交付の決定を行い、助成金交付決定通知書（様式第2）により、申請者に通知するものとしてします。

- 2 組合員分を取りまとめて申請を行った組合は、該当する組合員に決定内容を通知するものとしてします。

3 組合員分を取りまとめて申請を行った組合は、助成金の交付決定後において、本会から通知される事項をその都度、組合員に通知するものとします。

(国の補助金の交付状況の把握)

第7条 組合員分を取りまとめて申請を行った組合は、該当する組合員の国の補助金の交付状況を適確に把握するよう努めるものとします。

(助成対象経費の変更等)

第8条 国の補助金の額等が変動し、助成対象経費の額に変更が生じたときは、申請者は、速やかに助成対象経費の変更承認申請書(様式第3)に必要な書類を添えて本会に提出するものとします。

2 本会は、前項の申請があったときは、内容を審査し、変更の内容及び理由が適正と認められるときは、助成対象経費の変更承認通知書(様式第4)により、申請者に通知するものとします。

3 国の補助金を取り下げた場合や、審査の結果、補助金が交付されないこととなった場合、また、助成金の交付を辞退しようとする場合は、申請者は、速やかに辞退承認申請書(様式第5)に必要な書類を添えて本会に提出するものとします。

4 本会は、前項の申請があったときは、辞退承認通知書(様式第6)により、申請者に通知するものとします。

(実績報告)

第9条 申請者は、国の補助金について軽減税率対策補助金事務局から補助金交付決定通知兼補助金確定通知を受けたときは、速やかに実績報告書(様式第7)に必要な書類を添えて、本会に提出するものとします。

2 組合員分を取りまとめて申請を行った場合は、前項の実績報告書の提出は、原則として組合が一括して行うものとします。

(助成金額の確定及び通知)

第10条 本会は、前条の実績報告書の提出を受けたときは、内容を審査し、交付すべき助成金の額を確定し、助成金額確定通知書(様式第8)により申請者に通知するものとします。

(助成金の請求)

第11条 申請者は、前条の助成金額確定通知書を受けた日から5日以内に、助成金請求書(様式第9)を本会に提出するものとします。

(助成金の支払)

第12条 本会は、前条の助成金請求書の提出を受けたときは、申請者から指定された金融機関の口座に振込みにより助成金を支払うものとします。

(組合員への支払)

第13条 組合員分を取りまとめて申請を行った組合は、前条の助成金の口座振込があった日から5日以内に、組合員へ助成金を支払うものとします。

2 組合員への支払方法は、必ず金融機関の口座への振込みにより行うものとします。この場合の振込手数料を組合又は組合員のどちらが負担するかは、組合において決定するものとします。

(支払報告書の提出)

第14条 組合員分を取りまとめて申請を行った組合は、前条の組合員へ助成金の支払いを完了した

日から5日以内に、支払報告書（様式第10）に振込明細書の写し等の振込を行った証拠書類を添えて、本会に提出するものとします。

（交付決定の取消し）

第15条 次の各号に該当する場合には、第6条の助成金の交付決定を取り消すことがあります。

- （1）本会の指示に従わなかった場合
- （2）助成金の交付決定通知書に付された条件に違反した場合
- （3）助成金を、この助成金事業（以下「本事業」といいます。）の目的以外に使用した場合
- （4）別紙の暴力団関係者等の排除に関する誓約事項に違反した場合
- （5）本事業に関して不正な行為をした場合

2 前項の規定は、第10条の助成金額の確定があった後に、その事実が認められたときにおいても、適用するものとします。

3 本会は、助成金の交付決定の取消しを行ったときは、その旨を会員に対し、速やかに通知するものとします。

（助成金の返還）

第16条 会員は、前条の交付決定の取消しを受けたときは、助成金返還通知書（様式第11）に従って助成金を返還するものとします。

2 前項の助成金の返還の期限は、返還の通知の日から20日以内、又は令和2年3月30日のいずれか早い日までとし、期限内に返還されない場合は、未納の金額に対して、その未納の期間に応じて、年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとします。

（助成金に係る経理）

第17条 会員及び組合員は、助成金に係る経理処理について、帳簿及び証拠書類を整備し、本事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存するものとします。

（財産の管理及び処分）

第18条 会員及び組合員は、助成金により取得し、又は効用が増加した財産については、国の補助金に係る「消費税軽減税率対策費補助金交付規程」の定めるところにより管理及び処分を行い、本会の要求があったときはいつでも台帳の閲覧及び検査に応じられるよう管理するものとします。

（暴力団関係者等の排除に関する誓約）

第19条 会員及び組合員は、別紙の暴力団関係者等の排除に関する誓約事項について助成金の交付申請前に確認しなければならず、交付申請書の提出をもってこれに同意したものとします。

（検査への協力）

第20条 会員及び組合員は、必要に応じて本会が実施する検査に協力するものとします。

（予算が不足する場合の措置）

第21条 本会は、助成金の交付額が予算額に達すると認めたときは、交付申請の受付を中止することができるものとします。

（情報管理及び秘密保持）

第22条 会員及び組合員が、本事業の遂行に際し知り得た第三者の情報については、当該情報を提供する者の指示に従い、又は、特段の指示がないときは情報の性質に応じて、法令を遵守し適正な管理をするものとし、本事業の目的又は提供された目的以外に利用してはなりません。なお、情報

のうち第三者の秘密情報（本事業関係者の個人情報等を含みますが、これらに限定されません。）については、機密保持のために必要な措置を講ずるものとし、正当な理由なしに開示、公表、漏えいしてはなりません。

2 前条の規定は本事業の完了後（助成金の交付の辞退があった場合及び交付の決定を取消した場合を含みます。）も有効とするものとします。

（個人情報保護に関する取扱い）

第23条 本会は、会員及び組合員がこの規程に従って本会に提出する各種書類に記入された名前、住所等の個人情報について、本事業の遂行に関する一切の処理等を行う範囲でのみ使用するものとし、入手した個人情報を適切に管理するものとします。

（その他）

第24条 本会は、この規程に定めるもののほか、必要と認める書類の提出を求めることがあります。

別紙

暴力団関係者等の排除に関する誓約事項

私ども申請者は、助成金の交付の申請をするに当たって、また、申請中の期間及び助成金の交付後においては、下記のいずれにも該当しないことを誓約いたします。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

- (1) 会員又は組合員が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又はその役員等が、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的若しくは第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき

北海道中小企業団体中央会
 会 長 尾 池 一 仁 様

〔 会員の名称
 代表者役職・氏名 〕

ⓐ

複数税率対応レジ導入等助成金交付申請書

消費税軽減税率対策窓口相談等事業複数税率対応レジ導入等助成金交付規程第 5 条の規定により、下記のとおり助成金の交付を受けたく関係書類を添えて申請します。

記

1. 助成金交付申請額等

	申請件数 (件)	助成対象経費の額 (円)	助成金交付申請額 (円)
会員分			
組合員分			
計			

2. 会員の概要【様式第 1 - 別紙 1】 1 部

(添付書類 (組合の場合) : 組合員名簿)

3. 申請者及び申請内容一覧【様式第 1 - 別紙 2】 1 部

4. 申請者及び申請内容 (個別票)【様式第 1 - 別紙 3】 部

(添付書類 : 国の消費税軽減税率対策費補助金の A 型申請書類一式の写し)

様式第1-別紙2

申請者及び申請内容一覧

申請者名 (会員又は組合員名)	国の補助対象経費額 (円) 【a】	国の補助金申請額 (円) 【b】	【a-b】 (円)	助成金交付申請額 (円)
合計額				

様式第1-別紙3

申請者及び申請内容（個別票）

1. 名称	
2. 所在地 (〒)	
3. 電話 () -	4. FAX () -
4. 代表者の役職及び氏名 ㊟	
5. 連絡担当者氏名・E-mailアドレス	
6. 資本金（出資金） 円	
7. 従業員数 人	
8. 主たる業種	
9. 主たる事業内容	
10. 国の補助対象経費額【a】 円	
11. 国の補助金申請額【b】 円	
12. 【a-b】 円	
13. 助成金交付申請額（上限10万円） 円	
<p>[組合から組合員に支払いがなされたかを中央会が確認する際に使用する情報です。]</p> <p>14. 振込口座情報（組合が組合員へ助成金を振り込む際の送金先口座）</p> <p>名 義 金融機関・支店名・店番号 口座種別・番号</p> <p>（注意事項：組合員への振込は、中央会からではなく組合から行われます。）</p>	

※ 添付書類

国の消費税軽減税率対策費補助金のA型申請書類一式の写し

元道中第 号
令和 年 月 日

〔 会員の名称
代表者役職・氏名 〕

様

北海道中小企業団体中央会
会 長 尾 池 一 仁 ㊞

複数税率対応レジ導入等支援助成金交付決定通知書

令和 年 月 日付けで申請のあった標記助成金については、消費税軽減税率対策窓口相談等事業複数税率対応レジ導入等助成金交付規程第6条の規定により、下記のとおり交付することに決定したので通知します。

記

1. 助成金交付決定額 金 円

2. 交付条件

- (1) 国の補助金について、軽減税率対策補助金事務局から補助金交付決定通知兼補助金確定通知（以下「国の補助金通知」といいます。）を受けたときは、速やかに実績報告書を提出してください。
- (2) (1) の実績報告書の提出がない場合は、助成金交付決定を取消すことがあります。
- (3) 国の補助金通知の補助金確定額が、助成金の交付申請の際に記載された補助金申請額と異なっている場合には、その差異の額に応じて交付すべき助成金の額を変更することがあります。

北海道中小企業団体中央会
 会長 尾池 一 仁 様

〔 会員の名称
 代表者役職・氏名 〕

印

複数税率対応レジ導入等助成金に係る助成対象経費の変更承認申請書

令和 年 月 日付けで交付決定のあった標記助成金の助成対象経費の額を変更したいので、消費税軽減税率対策窓口相談等事業複数税率対応レジ導入等助成金交付規程第8条第1項の規定により、下記のとおり承認を申請します。

記

1. 助成金交付申請額等

【変更前】

	申請件数 (件)	助成対象経費の額 (円)	助成金交付申請額 (円)
会員分			
組合員分			
計			

【変更後】

	申請件数 (件)	助成対象経費の額 (円)	助成金交付申請額 (円)
会員分			
組合員分			
計			

2. 変更のあった申請者及び申請内容一覧【様式第3-別紙1】 1部

3. 変更のあった申請者及び申請内容(個別票)【様式第3-別紙2】 部

(添付書類: 国の消費税軽減税率対策費補助金のA型申請書類一式(変更後)の写し)

様式第3-別紙1

変更のあった申請者及び申請内容一覧

申請者名 (会員又は組合員名)	変更後の国の 補助対象 経費額 (円) 【a】	変更後の国の 補助金申 請額 (円) 【b】	【a-b】 (円)	変更後の 助成金交 付申請額 (円)
合計額				

様式第3-別紙2

変更のあった申請者及び申請内容（個別票）

1. 名称	
2. 所在地 (〒)	
3. 電話 () -	4. FAX () -
4. 代表者の役職及び氏名 ㊞	
5. 連絡担当者氏名・E-mailアドレス	
6. 変更後の国の補助対象経費額【a】 円	
7. 変更後の国の補助金申請額【b】 円	
8. 【a-b】 円	
9. 変更後の助成金交付申請額（上限10万円） 円	
10. 主な変更理由	

※ 添付書類

国の消費税軽減税率対策費補助金のA型申請書類一式（変更後）の写し

様式第 4

元道中第 号
令和 年 月 日

〔 会員の名称
代表者役職・氏名 〕

様

北海道中小企業団体中央会
会 長 尾 池 一 仁 ㊞

複数税率対応レジ導入等助成金に係る助成対象経費の変更承認通知書

令和 年 月 日付け文書をもって承認申請のありました標記助成金の助成対象経費の額の変更については、消費税軽減税率対策窓口相談等事業複数税率対応レジ導入等助成金交付規程第 8 条第 2 項の規定により、下記のとおり承認することにしたので通知します。

記

助成金交付決定額

変更前	金	円
変更後	金	円

北海道中小企業団体中央会
 会 長 尾 池 一 仁 様

〔 会員の名称
 代表者役職・氏名 〕

印

複数税率対応レジ導入等助成金に係る辞退承認申請書

令和 年 月 日付けで交付決定のあった標記助成金については、事情により辞退
 したいので、消費税軽減税率対策窓口相談等事業複数税率対応レジ導入等助成金交付規程第
 8条第3項の規定により、下記のとおり承認を申請します。

記

1. 助成金交付申請額等

【変更前】

	申請件数 (件)	助成金交付決定額 (円)
会員分		
組合員分		
計		

【変更後】

	申請件数 (件)	助成金交付決定額 (円)
会員分		
組合員分		
計		

2. 辞退する申請者及び申請内容一覧【様式第5－別紙1】 1部

3. 辞退する申請者及び申請内容等（個別票）【様式第5－別紙2】 部

（添付書類：国の消費税軽減税率対策費補助金の辞退届を提出した場合はその写し）

様式第5－別紙2

辞退する申請者及び申請内容等（個別票）

1. 名称	
2. 所在地 (〒)	
3. 電話 () -	4. FAX () -
4. 代表者の役職及び氏名 ㊟	
5. 連絡担当者氏名・E-mailアドレス	
6. 辞退する助成金交付決定額 <p style="text-align: center;">円</p>	
7. 主な辞退理由	

※ 添付書類

国の消費税軽減税率対策費補助金について辞退届を提出した場合はその写し

様式第 6

元道中第 号
令和 年 月 日

〔 会員の名称
代表者役職・氏名 〕

様

北海道中小企業団体中央会
会 長 尾 池 一 仁 ㊞

複数税率対応レジ導入等助成金に係る辞退承認通知書

令和 年 月 日付けで承認申請のありました標記助成金の辞退については、消費
税軽減税率対策窓口相談等事業複数税率対応レジ導入等助成金交付規程第 8 条第 4 項の規
定により、下記のとおり承認することにしたので通知します。

記

助成金交付決定額

変更前	金	円
変更後	金	円

北海道中小企業団体中央会
 会長 尾池 一 仁 様

〔 会員の名称
 代表者役職・氏名 〕

印

複数税率対応レジ導入等助成金に係る実績報告書

軽減税率対策補助金事務局から補助金交付決定通知兼補助金確定通知書を受けたので、消費税軽減税率対策窓口相談等事業複数税率対応レジ導入等助成金交付規程第9条の規定により、下記のとおり実績を報告します。

記

1. 助成金交付申請額等

	申請件数 (件)	国の補助金 交付申請額 (円)	国の補助金 の確定額 (円)	助成金 交付決定額 (円)
会員分				
組合員分				
計				

2. 申請者及び実績内容一覧【様式第7-別紙】 1部

(添付書類:軽減税率対策補助金事務局から受けた補助金交付決定通知兼補助金確定通知書一式の写し(全ての申請者分))

様式第 8

元道中第 号
令和 年 月 日

会員の名称
代表者役職・氏名 様

北海道中小企業団体中央会
会 長 尾 池 一 仁 ㊟

複数税率対応レジ導入等助成金に係る助成金額確定通知書

令和 年 月 日付けで実績報告のありました標記助成金については、消費税軽減税率対策窓口相談等事業複数税率対応レジ導入等助成金交付規程第 10 条の規定により、下記のとおり確定したので通知します。

記

1. 助成金確定額 金 円
2. 申請者別の助成金確定額の内訳【様式第 8 - 別紙】 1 部

令和 年 月 日

北海道中小企業団体中央会
会長 尾池 一 仁 様

〔 会員の名称
代表者役職・氏名 〕

Ⓜ

複数税率対応レジ導入等支援助成金に係る助成金請求書

令和 年 月 日付けで助成金額確定通知のあった標記助成金について、消費税軽減税率対策窓口相談等事業複数税率対応レジ導入等助成金交付規程第11条の規定により、下記金額を請求します。

記

金 円也

1. 助成金確定額 金 円

2. 送金口座

名 義
金融機関・支店名・店番号
口座種別・番号

3. 各組合員への支払いに関する誓約事項

当組合は、助成金の支払いがあった場合には、速やかに申請者である各組合員へ助成金を支払うことを誓約いたします。

令和 年 月 日

北海道中小企業団体中央会
会長 尾池 一 仁 様

〔 組合の名称
代表者役職・氏名 〕

印

複数税率対応レジ導入等助成金に係る支払報告書

令和 年 月 日付けで口座振込があった標記助成金について、組合員へ助成金の支払いを完了したので、消費税軽減税率対策窓口相談等事業複数税率対応レジ導入等助成金交付規程第14条の規定により、下記のとおり報告します。

記

1. 組合員への振込額合計 金 円
2. 支払内容一覧【様式第10-別紙】 1部
(添付書類：振込明細書の写し等の振込を行った証拠書類)

元道中第 号
令和 年 月 日

〔 会員の名称
代表者役職・氏名 〕

様

北海道中小企業団体中央会
会 長 尾 池 一 仁 ㊟

複数税率対応レジ導入等助成金に係る助成金返還通知書

令和 年 月 日付けで助成金額を確定した標記助成金について、消費税軽減税率対策窓口相談等事業複数税率対応レジ導入等助成金交付規程第 1 6 条の規定により、下記のとおり返還するよう通知します。

記

1. 助成金返還額 金 円

2. 返還期日 令和 年 月 日

3. 振込口座

4. 上記の返還期日までに返還されない場合は、未納の金額に対してその未納の期間に応じた年 1 0 . 9 5 パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとします。